

時報

# 駅通情報

第58号

## 人馬賃錢が円銭勘定になるまでを追う（二）

### 最初の代金は米で――

#### 人馬賃錢の初めは「米」で

最初に、人馬賃錢とは何かについて書くと、江戸時代において北海道を旅する場合、宿駅（場所賃貸制施行地は駅と称する）から人馬、駅馬の供出を受け、その代価として利用料を支払うこととなる。

このように書くと、人馬の供出を受けるには、代金を支払うべきと、身分の上位にかかわらず誰でもが宿駅を利用しないとされるようと思われるが、北海道に開拓使が設けられるまでは、基本的には指定された武士、高官等以外には利用する権限はなかった。

しかしそれには裏があるて、庶民でも相対（あいたい）で人足、馬匹の提供を受ける側と、供出をする側との交渉によって利用できる方法があった。

以上、武十所級が利用する人馬の確立について、御定賃錢（公用で利用する場合）の定期料金が設定されたのは寛政年間とあるだけで、明確な時期の記載は見当たらないが、恐らく、東蝦夷地が都府に直轄化されたのを機会に施行されたものと推測されるので、それから判断して寛政十一（一七九九年）年前後であろう。

そのときの人馬賃錢の設定は

「人足一人五里以内ハ米五合十里未満ハ米七合五分」、十里以

上ハ米七升ヲ給え」とある。これが和人地を除く北海道における人馬賃錢設定の最初であるとしている。しかし、最初は馬による単立賃錢の設定はなかつた。

しかも、料金は通貨に代えて米（二斗）で支払う設定であった。当時としては本道内に貨幣がまだ十分行き渡っておらず、かつ、米は人馬単立賃錢に限らず通貨同様、ある場合には通貨以上に安定して通用し、重要な流通価値をもつていたのである。従つて、この宿駅制度を設けた幕府（範駅奉行）としても、当時、初めて人馬賃錢制を施行するに当たつて本道の特殊事情を考慮して、通貨に代えて米をもつて収納することにしたものであろう。

しかし、米で支払うといつても通行人が一々米を持ち運ぶことは余りにもはんぱであり、また、受取る側にしても、当時はそれほど編木に困窮してはいなかつたので、恐らく米を通貨に換算して通貨で受取るか、あるいは銀金で受取る場合が多かつたものようである。

要するに、範駅奉行としては、下今的生活実態を心得つづもりで設定した人馬賃錢が、現地の実態に沿はなかつた結果の錯誤であつたのである。

#### 人馬賃錢「米」から「文」へ

以上は、和人地を除く、北海道一円に施行された人馬賃錢の定期制であったが、実は、松前藩では、和人地に限定して設定したものであるが、天明八（一七八八）年以前に既に、次のとおり施行していた記録が残っている。

人足一人一里	馬一疋一里	山道無増				
貢目	貢錢文	貢目	貢錢文	種別	則略賃錢	適用範囲
五 約 一八	本馬 約	五百 人足 約	一九	山道 無增	則略賃錢	適用範囲
經 元 約 二五	本馬 約	三五 人足 約	一九	山人馬一疋	則略賃錢	適用範囲
經 元 約 二五	本馬 約	三七				

法は本州諸道と類似したものであった。これはもちろん額は違うが、その設定方法は本州諸道と類似したものであった。又は、人馬賃金の額収に当たつての問題は、松前藩、又は箱館奉行が設定した額、又は賃金が、而動した人足にそつくり、そのまま全額が支給されるものではなく、設定された定額の半額、又は賃金は旅人（通行人）から宿駅に支払われ、宿駅側では、徵收した額、又は旅から口銭、又は賃金（はねせん）と称して何先かを宿駅側の経費として引き去り、残りを出動人足に支払うものであつた。

この人馬賃金は、以後、時代及び地域によつて度々更改され、つづ明治維新を迎えて開拓使の支配となつたが、寛政年間に算定が導入されるまでの間に十五回も賃金単価、徵收方法等が改定され、その都度、賃金が増額されてきたのである。

その状況は、松前藩が最初に和人地に設定した天明八年（一七八九年）年の

約一八八文と比較して、明治元年（一八六八年）には人足一人一里里内里公用（一里三十文）、私用（五百七十五文）しかしこの間の状況は、改定の都度、この八十年間に七倍近くの値上がりであった。

改定事情等を追及するには、人馬賃金を追及するよりも複雑である。また本稿では人馬賃金について試みる。



北海道全国(文化年間時代)

及るのが本筋ではなく、首領とのおり、通貨の改定の相移を探求するのが主目的であるので、以後、明治初期の水路勘定、又は円鏡勘定と人馬賃金設定についてのかかわりについて充実するが目的なので、先手を急ぎ筆を進めることにしたい。

前述のとおり、人馬賃金が通常で徵收することにしたのは、松前藩が和人地に設定して施行した人馬賃金の設定に始まる。このときの人馬賃金は、前述のとおり一里約十八文で、以後、改定を重ねて明治元年時には百二十文であった。

### 二、首錢「文」から「永錢」へ

通貨が、文（もん）から永錢勘定に更改される直前の人馬賃金は、明治三（一八七〇）年三月十五日発出の布達で、このときには、「人足一人一里、公用、錢二百三十文、私用、五百七十五文、馬一疋一里、公用、錢二百五十文、私用、六百二十五文」というものであった。

このときの賃金改正と同時に、従来の「御定・相對」から「公用・私用」と、名稱を変えて施行されたのである。またこのとき、松前藩最初の賃金設定である天明時の約十八文に比較して約十三倍もの値上がりであった。

以上の状況下、七ヶ月後の明治三（一八七〇）年九月の二と、次の布達が発しられた。

（北海道人馬賃金白今永錢ヲ以テ計算セシム  
十月開拓使建調シテ曰、北海道道路陥里程長短等シカラ  
ス之ヲ内地ニ準スル土民雇賃薄キニ因シム宜ク其地ニ隨ビ  
増加スル十分ノ一分半ヨリ五分ニ至ルヘシ旅寄宿泊亦其宜  
ニ従ハント官之ヲ許ス）

この布告をもって、北海道内の人馬賃金は、以後、水路勘定を適用し、これによつて名稱は從来同様文であるが、頭部に「永」を付けて

これを区別して、換算率を文の十分の一とした。

北海道は道路事情がよくなく、また、里程も正確でなく算

短があり、かつ、本州に比較して人馬賃が安いので人馬賃  
金を定額の二割五分から五割の範囲内で増額してもよい。  
（3）また、宿料についても右に準じて増額してよい。

また、同年十二月十三日開拓使はさるに、

「人馬賃金之額今般御布告之趣モ有之候北海道之國當時御  
調中ニ付有之額へ共通而御規則御定マテ別格之御布告……」  
（謹布告）と、明治二年二月十三日設定した従来の人馬賃  
金を次のとおり改定した。

〔御定賃金〕人足一人一里二百二十文は水二十三文

和雇賃金 人足一人一里五百七十五文は水二十五文

馬一疋一里六百二十五文は水六十二文五支半支

と、それぞれ切り替え計算されることになった。

また、右布達によつて、水賃勘定に切り替えると同時に賃  
金改定も行われたのである。なお、右和雇賃金の額が人定水五十七文五支とあるのは水六十二文五分  
五十七文五支、馬水六十二文五支とあるのは水六十二文五分  
の誤りであるとしている。

〔以下次号〕

## 和人地の発祥と宿駅制の成立（三）

—和人地が形成され  
宿駅制が施行されるまで—

（前書き）

以上、二回にわたつて十七世紀前半において、松前藩  
政務行上の必要な整理もありて、和人地に限定しての  
ものであるが、本州諸藩に類似の宿駅制、勘定（合）制  
が導入された。

しかし、その施行には、基盤となる「村」の整備が伴  
わなければならず、自治体としての体制確立は遅々とし  
て進まなかつた。時期を経るにつれて、それも徐々に自  
治体としての勢力が堅つてきた。

和人地の宿駅制が五街道、及び本州諸藩の宿駅制、勘  
定（合）制に及ばないまでも最終的には一巡順調に運営  
されるまでに至つた。結果には外形上ではあるが、本州  
のそれと遜色ないものとなつた。

しかし、松前藩での本制度が、支障なく運営されるに  
至つて、時ならずして明治維新を迎えて、動乱期を経て、  
北海道独自の駅通制度制定に移行するのである。  
以下、その経過を記述する。

3 資料により、宿駅制施行時期を究明する

「駅路沿革志（函館支庁編、明治二十七年四月刊）」によ  
ると、現地の宿駅で開設年代の明記されているのは、開港地  
三ヶ谷宿のみで、寛永二（一六二六）年七月五日となつて  
いる。これは、「開拓使事業報告（明治十八年十一月刊）」記載の  
設置年月と同じである。これは、両者の出典が同じであるか  
らであろうが、この設置年代は、前出の「藩主から町奉行に  
達しられた法度の発出された六十五年も以前のことである。  
しかし、開港記載の年月が架空のものであるとは思われず、  
根拠があつてのものと思われるるのである。次に早い開設は、  
三ヶ谷宿に遡れること百十九年も後の、松山藩泊宿であり延  
享元（一七四四）年四月二十四日である。

次は、同郡伏木戸宿の宝曆六（一七五六）年九月十五日、  
龜田郡白尻宿の明和三（一七六六）年五月と続いている。  
右、四ヶ宿のうち白尻宿を除く三ヶ宿は同じ西海岸道沿い  
の「また、白尻宿は、別場で記載中の下海岸道の新館・森園  
に所在する。」

また、年代についてみると、三ヶ宿については、泊宿よ  
り百十九年も早い開設である。しかし考えてみると、三ヶ宿  
宿だけが単独で早く開設されたというのは、宿駅の成立目的  
からいつて、どおも解せないが、年代はともかく開設年月日  
まで明記されているのは、當時、明らかに根拠があつてのこと  
と想われる。しかし、前述の町奉行への法度が発出されたの

は、和人地において「村」がようやく形成されつつあった時代のことである。和人地の東西端地はともかく、和人地においては施行の条件が十分とはいえないまでも、不十分ながら条件はそろつていて立起されていたことは確かである。しかも前に出たとおり、この法度は、伝馬、宿駅が順調に運行されないことから発見されたものであり、それより相当以前から順調とはいえないまでも、宿駅制が制度化され運行されていたことは明らかである。したがって、三つの宿の設置年代があるがち間違いであるとはいえないと思われる。

しかも前出のとおり、松前藩では、施政上にも本州諸藩に比肩する体制の整備を怠っていた時期でもあったので、その正當制は十分考えられるものである。

しかも、この法度は、伝馬、宿駅が順調に運行されないとから発見されたものであり、それより相当以前から順調とはいえないまでも、宿駅制度が施行されていたことは明らかである。

ただ、ここで問題がある。それは、三つの宿だけが突出して早く順調が実現されたとしていることである。

宿駅は、一定の交通路線上に一定の間隔を置いて設置されて、初めて機能するものである。すなわち、旅人及び貨物の運送、並びに公私(物)の輸送が可能になるものであるから、むしろ、「駅路沿革志」の中に見られる相当多數の「設置年代不詳」と記述されている宿駅に注目すべきであると思われる。

しかし、順調の関係で「駅路沿革志」及び「開拓使事務報告」に記述されている詳細を挙げると、次のとおりである。

(1) 東海岸道(箱館) 大野・森由利谷間 十か宿  
注: 島方郡から分岐、東海岸沿いの里筋、長万部、西海岸  
通る(中略) 横車、横河が含まれている。

(2) 下海岸道(箱館・森間) 十五か宿

(3) 江越街道(江差・函館) 九か宿

## 記

明治初期における  
駅通所の経歴と運営状況(九)(4) 西海岸道(江差・鳥取間)  
注: 西海岸方面の島坂を含む。(5) 松前街道(箱館・上國經由松前間) 二十一か宿  
(6) 西海岸道(箱館・根田郡經由江差間) 十五か宿  
合計 和人地内宿駅八十か宿(別に、駅外地六か宿)

注: □跡内の宿駅は、他の駅通道と重複に記載

## 四 おわりに

以上、渡島半島部に和人が住み付き、「村」を創成し、それが發展して和人地の創成に繋がった。

本稿では、和人地が成立するまでの推移と、松前藩成立に伴なう領内支配上の必要と本州諸藩と比肩し得る施政上の観点から、宿駅制を導入したのであった。

実は、その専門的視野からの状況は、拙著「北海道宿駅(駅通)制の研究(上巻・江戸時代編)」において取り上げ、検討してきたが、本稿では、右著書の著述内容を基本にしながらも、視点を変えて専門的記述を避け、一般の人達に容易に理解しやすい文様になるよう心掛けた。

本州における宿駅制は、助郷制と共に明治初期に姿を消したが、北海道においては、開拓事業を側面から支援するといった大義名分からその後も存続し、駅通と名を冠えて独自の發展を遂げ、昭和二十二年三月末、その歴史を終えたものである。廃止されて六十年余を経過し、その存在すら忘れ去ろうとしている現在、改めて想起してもらおうと、稿を起した次第である。

(完)

## 駅 通 情 報

(5)

通行困難のため、それを避けて海路をとる旅人がいるという。他の街道に比較して平坦な道路が多い中、数少ない険岨な難道である。

以下、駅法事業から記述する。

## 8. 駅法事業 - と記すつけ

## 一、開拓使事業報告による記載事項

1位駅 芽部郡駅法事業

2駅舎との距離、尻屋内へ三里二十七町十六間

3駅舎取扱人 一人

4人馬輸支賃料、函館駅に同じ

5沿革

(1)設置年月不詳、松前藩以来村役人自宅を以つて駅場に充つ

(2)明治十一年十月、駅法更正村民協力運送す

二、解説

1以上のことより下海岸道沿い他の各駅と同様至つて簡単な記述で、取り立てて特異な記載は見当たらない。

この駅も村役人が自ら駅舎取扱人を兼ね、自宅を駅所として執務している様子である。

2前にも書いたが、函館支厅管内では、明治十二年江戸時代から続いた宿駅制度を廃止し、以後は必要な程度、村民が交代で人馬を供出して駅立てるを行つたとした。

## 三、他の資料による駅舎の概要

1茅部郡駅法事業報告書ハ、函館ヨリ森駅ニ至ル東海岸ノ通路ナリ。

2設置年月不詳、松前氏支配ノ跡ヨリ村役人自宅ニ於テ事務ヲ取扱カウ、諸入費ハ村費トス。

○とあって、他の駅場と大差ない状況にある。他の宿場では村役人の自宅において取扱う」とあったものが本駅では

は村用掛に規定している。

「駅軒に隣する距離の項では、  
1龟田郡尻屋内駅江四里十三町、内一里十八町山道ニシテ  
兩駅相ナリ、茅部郡尾札郡駅江四里三十五町四十間  
程三馬道ヲ通スルノミ故、多クハ海路ヲ取ル、其里程六  
里里トス。

3明治八年三月中本駅ヨリ尻屋内江至ル練路山道三里二十  
三町三十間民費ヲ以テ新築セシムアリ、  
○本項には幾つかの問題がある。

隣家の尻屋内駅への距離は、「事業報告」では三里二十  
七町十六間とあるのに對し本項では四里十三町で、一里  
以上も遠くなっている。

また山道の距離は前段では一里十八町とあるのに對し、  
後段の山道三里二十三町三十間とある。恐らく後段は一  
里の誤りであろう。

なお、尻屋内村の駅名は、「事業報告」では茅部郡と  
あるのに対し本項では龟田郡である。龟田郡が正しいの  
であろう。

なお、「尻屋内・駅法事」間の崎岨な山道をさらつて  
海路をとる旅人もいるといふ。この間、英六里である。

1取扱人と給料  
旧松前藩支配ノ跡ヨリ村書記ヲ以テ業務セシム、則ニ駅  
通費ノ故フ以テ給料ヲ与ヘズ。

明治十二年十月後、村民協力運送ヲ勤ム。

○右は、「事業報告」と異なる記述はない。

2駅馬と人馬借賃料  
○從来から村所有の馬を以つて駅立ててきたので、別に

駅馬を備へなかつた。

また、駅立賃料については、明治三年十二月、公私用  
の賃料額は前項尻屋内駅と同額である。

その後、人足は平常一人一里四錢、玉葱金六錢、昼夜  
兼行金八錢、馬は金六錢、山道は本賃料の五割増とする。

明治十二年十一月以後は尻屋内駅に同じとする。

## 駅 連 情 報

また荷物については、明治一年十月本使道（北海道）の馬はせい弱なるを以つて十八両までとしていたがその後、人足一人に付荷物五箇口送、馬は二十箇口送とした。明治十二年十月以後は馬岸内駅に同じとした。

## 9 尾札原駅

## ： おもづく

位置 第一部尾札原村

二 駐駅への距離 駐法原四里二十五町四十間  
白川 二里一町十三間

三 人馬繼立 両館駅に同じ

四 貨物取扱 一人

五 沿革

一 設置年月不詳、幕府の時、飯田某の白宅を駅場とし、飯田某の手当十五円とす。  
2 明治十二年十月廃止。  
更正村民協力通伝す。

六 解説

設置年月不詳であるが、薩摩直轄時飯田某の自宅をもつて駅場とし、年に十五円を支給したといふ。問題は①幕府の時はいつのことが飯田某とは村役人でもあるか、それにしても手当を支給しているのはなぜか、他の宿駅では村役人が駅務を兼務するときは、手当を支給しないのが、通常である。

## ○ 資料寄贈お礼

標茶町郷土館報告 標茶町郷土館 様

発行年月日 平成十九年十月五日

発行者 布 無 軒  
札幌市南区川沿四条五丁目二之一

史学研究会 主宰 宇川 雅雄  
TEL (011) - 571-1200 (總)

ホーリー



記述している。「本駅設立年月不詳、幕府の頃人馬繼立所を經營していた当村飯田寺左衛門右を一ヶ年金十五円を以て借り受け設立す。其他の経費は都て村費を以て支払う。其後、明治十年十一月に改めて駅場と改称す。明治十二年十一月以後は、村民協力通伝に努む」とある。

○「解説」書き出しが、開拓使事務報告と類似しているが、内容はやや具体的で、幕府（箱館奉行）支配のころ、西村、飯田寺左衛門が經營する人馬繼立所を借り上げて宿駅として設立した。公書（村書）の宿駅を開設するまで飯田は、当地において人馬繼立所を営業していたのを年十五円で借り上げたものであるという。

以後、宿駅運営に要する経費は村費で賄なうとしている。また、明治十年十一月に、これまで同と呼称していたのか分からぬが以後は駅場と呼ぶことにしたという。なお、明治十二年十一月以後、本街道沿いの他の駅場と同様、これを廢止して、旅人からの申し出がある都度、村民が順番に人馬を提供するとしている。

(次号に續く)